

大学機関別認証評価

自己評価書

令和7年6月

山形大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	5
	領域2 内部質保証に関する基準	10
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	20
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	26
	領域5 学生の受入に関する基準	32
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	40
	基準の判断 総括表	40
	人文社会科学部	41
	地域教育文化学部	44
	理学部	47
	医学部	50
	工学部	53
	農学部	56
	社会共創デジタル学環	59
	社会文化創造研究科	73
	医学系研究科	88
	理工学研究科	91
	有機材料システム研究科	107
	農学研究科	110
	教育実践研究科	126

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 山形大学
 (2) 所在地 山形県山形市小白川町
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	人文社会科学部、地域教育文化学部、理学部、医学部、工学部、農学部、社会共創デジタル学環
大学院課程	社会文化創造研究科、医学系研究科、理工学研究科、有機材料システム研究科、農学研究科、教育実践研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和7年5月1日現在）

学生数	学部7,350人、大学院1,288人
教員数	専任教員数：744人、助手数：3人

2 大学等の目的

○山形大学の基本理念（山形大学ウェブサイト）

山形大学は、「地域創生」「次世代形成」「多文化共生」を使命とし、「自然と人間の共生」のテーマのもと、次の5つの基本理念に沿って、教育、研究及び地域貢献に全力で取り組み、国際化に対応しながら、地域変革のエンジンとして、キラリと光る存在感のある大学を目指す。

- 1 学生教育を中心とする大学創り
 学生が主体的に学ぶ環境を作り、学生目線を大切にして学生とともに成長する大学を目指す。
- 2 豊かな人間性と高い専門性の育成
 幅広い教養を基盤とした豊かな人間性、高度で実践的な専門性、課題発見と解決能力を養成する教育を通じて、知・徳・体のバランスのとれた人材を育成する。
- 3 「知」の創造
 人類の諸課題を解決するため、山形大学の強みと特色を活かした先進的研究を推進する。
- 4 地域創生及び国際社会との連携
 地域に根ざして、世界をリードする大学を目指す。
- 5 不断の自己改革
 将来にわたる持続的な成長のため、計画・実行・評価・改善の改革サイクルによる大学改革を継続する。

○学部・研究科等ごとの目的

〈学士課程〉（山形大学学部規則）

教育基本法(平成18年法律第120号)の精神にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し知的道徳的及び応用的能力を展開させて、平和的民主的な国家社会の形成に寄与し、文化の向上及び産業の振興に貢献することを目的とする。

・人文社会科学部の目的

人文科学と社会科学の基礎的分野の教育・研究を通して幅広い視野と探究力を教授し、豊かな人間性に基づいた責任感と倫理観を持ち、社会の要請に対し、独創性と柔軟性をもって対応できる人文科学及び社会科学の専門的素養を持った人材の育成を目的とする。

・地域教育文化学部の目的

地域における教育及び健康文化・芸術文化を構成する諸科学の教育・研究を通じて幅広い視野と探求力を教授して、豊かな人間性に基づいた責任感と倫理観を持ち、地域課題の解決に独創性と柔軟性を発揮して取り組み、地域社会の自律的な発展に寄与する実践的な人材の育成を目的とする。

・理学部の目的

自然科学の基礎的分野の教育・研究を通して幅広い視野と探求力を教授し、豊かな人間性に基づいた責任感と倫理観を持ち、社会の要請に対し、独創性と柔軟性をもって対応できる自然科学の専門的素養を持った人材の育成を目的とする。

・医学部の目的

生命科学の基礎及び臨床分野の教育・研究，医療現場における実践教育を通して幅広い視野と探求力を教授し、医学・医療の進歩に対する貢献や地域医療の実践を通じて国民の健康を守るという社会の要請に対して、豊かな人間性に基づき倫理観、責任感、使命感を持って対応できる医療人の育成を目的とする。

・工学部の目的

自ら新分野を開拓する能力を育てる大学を理念とし、人類の幸福のため広い視野と健全な価値観、深い専門知識を持ち、忍耐強く実践する力、創造力、自主的行動力、コミュニケーション力を有する技術者の育成を目的とする。

・農学部の目的

農学の基礎的分野の教育・研究を通して幅広い視野と探求力を教授し、豊かな人間性に基づいて責任感と倫理観を持ち、社会の要請に対し、独創性と柔軟性をもって対応できる農学の専門的素養を持った人材の育成を目的とする。

・社会共創デジタル学環の目的

地域課題を俯瞰的に思考するための文理を横断した学際的な専門知識と論理的思考力、地域の特性やニーズを捉えるデジタル利活用能力、及びビジネス・アントレプレナーシップの視点で多様な人々と協働できるマネジメント力を用いて、地域課題の解決に貢献できる実践的能力を身に付けた人材を育成することを目的とする。

〈大学院課程〉（山形大学大学院規則）

学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

・社会文化創造研究科の目的

人文科学、社会科学、臨床心理学及び芸術・スポーツ科学を核にしながら、人間社会を「社会」と「文化」の関係から捉え直し、地域的な展開を新たに創造・実践できる人材を養成することを目的とする。

・医学系研究科の目的

高度な技能と研究能力を併せ持つ臨床専門領域の指導者並びに臨床医学の素養を有する医学系研究者を養成するとともに、医療水準の向上に関わる最先端の医学情報を発信する卓越した教育研究拠点を形成することを目的とする。

・理工学研究科の目的

種々の分野で先端科学技術を将来にわたり維持し発展させるために、広範な基礎学力に基づいた高度の専門知識と能力を備えた、柔軟で独創性豊かな科学者及び技術者の養成を目的とする。

・有機材料システム研究科の目的

有機材料を最大限に活用した新たな付加価値を持つシステムである有機材料システムは、人と人、人とモノを有機的につなげ、アンビエントな社会を実現するための社会基盤技術として期待が高まっている分野であり、当該技術を社会(地域)実装するためのエンジンとなる人材の養成を目的とする。

・農学研究科の目的

学術研究の高度化と優れた研究者の養成、高度専門職業人の養成と社会人の再教育及び教育研究を通じた国際交流の推進を目標として、幅広い知識とともに深い専門性を身につけ、創造力を豊かに発揮できる高度な知的能力を持った人材の養成を目的とする。

〈専門職学位課程〉（山形大学大学院規則）

・教育実践研究科の目的

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「小学校等」という。)の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

3 特徴

○東日本でも有数の規模を誇る総合国立大学

山形大学は、人文社会科学部・地域教育文化学部・理学部・医学部・工学部・農学部・社会共創デジタル学環の6学部・学環と6つの大学院研究科を備え、約9,000人の学生が勉学に励む、東日本でも有数規模の総合国立大学である。

○歴史と伝統

明治11年（1878年）の山形県師範学校の開校に始まり、昭和24年（1949年）に5つの教育機関（山形高等学校・山形師範学校・山形青年師範学校・米沢工業専門学校・山形県立農林専門学校）を母体に、新制国立大学として設置された。令和6年（2024年）には創立75周年を迎えた歴史と伝統を受け継いでおり、優れた人材を多く社会に送り出している。

○県内に広がる4つのキャンパス

山形大学には、山形市・米沢市・鶴岡市の3地区にまたがり、4つのキャンパスがある。

人文社会科学部・地域教育文化学部・理学部・社会共創デジタル学環のある小白川キャンパス、医学部のある飯田キャンパスは、蔵王連峰のふもと山形市に、工学部のある米沢キャンパスは、最上川の源をなす吾妻連峰のふもと、伊達・上杉藩ゆかりの城下町米沢市に、農学部のある鶴岡キャンパスは、日本海に近く鳥海山・月山を望む米どころ庄内平野の中心にある鶴岡市にそれぞれ位置している。各キャンパス間をネットワークで結び連携を図りながら、それぞれの地域の特徴を生かした教育と研究を行っている。

○「人間力」を育てる3年一貫の基盤教育プログラム

平成29年度（2017年度）より、基盤共通教育と基盤専門教育を連動させた3年一貫の基盤教育プログラムをスタートし、3つの基盤力「学問基盤力」「実践・地域基盤力」「国際基盤力」を育成している。基盤力テストを実施することにより、学生の到達・達成度を可視化し、学生自身が自らの学びを振り返ることのできる自己学習力を育てている。

基盤共通教育は、総合大学の利点を生かした幅広い教養教育と学問の実践に必要な学習技能・知識・能力の修得及び社会に出たときに力強く生きる力「人間力」の基盤をつくることを目的としている。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 基本計画書(R3社会文化創造)		
	1-1-1-02 基本計画書(R3理工学・化学・バイオ工学)		
	1-1-1-03 基本計画書(R3理工学・情報・エレクトロニクス)		
	1-1-1-04 基本計画書(R3理工学・建築・デザイン・マネジメント)		
	1-1-1-05 基本計画書(R3農学)		
	1-1-1-06 基本計画書(R5理工学・先進工学)		
	1-1-1-07 基本計画書(R7社会共創デジタル学環)		
	1-1-1-08 基本計画書(R7理工学・数理情報システム)		
・共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料			
・文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書			
・大学設置基準第57条等により、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合は、申請書（様式1）、申請計画書（様式2）、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式3）、及び認定結果通知			

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目1-1-1]（令和3年度社会文化創造研究科社会文化創造専攻）
 グローバル化が進む現代社会において、日本の地方では人口減少が進行し、地域の活性化や文化の維持などが大きな課題となっている。これらの課題を解決するために、新たな価値（社会的価値、文化的価値（芸術・スポーツ科学を含む）、心理的価値など）を内包する解決策について創造的・実践的に追及することを「社会文化創造」と捉え、社会文化創造を目指して、2研究科（社会文化システム研究科、地域教育文化研究科）を統合し、社会文化創造研究科社会文化創造専攻に改組した。

[分析項目1-1-1]（令和3年度理工学研究科化学・バイオ工学専攻）
 化学・生物・化学工学を系統的に学び、社会や産業をリードするうえで必要な文理にわたる広い視野と、グローバル化に対応してその共生に向けて行動する能力を身に付ける教育機能の強化するため、3専攻（物質化学工学専攻、バイオ化学工学専攻、応用生命システム工学専攻の一部）を統合し、理工学研究科化学・バイオ工学専攻に改組した。

[分析項目1-1-1]（令和3年度理工学研究科情報・エレクトロニクス専攻）
 さらなる情報化社会の高度化・グローバル化に対応し、新しいモノを生み出す技術力を持ち、社会状況に柔軟に対応できる優れたリーダー的人材を育成するため、3専攻（情報科学専攻、電気電子工学専攻、応用生命システム工学専攻の一部）を統合し、理工学研究科情報・エレクトロニクス専攻に改組した。

[分析項目1-1-1]（令和3年度理工学研究科建築・デザイン・マネジメント専攻）
 都市・建築学およびデザイン分野において理論から実践までの幅広い専門教育を行うとともに、地域マネジメントや技術経営(MOT)科目などマネジメント分野の専門教育を取り込むことにより、自然科学から人文・社会科学の様々な領域の知識や技術を身に付ける人材育成を目的として、理工学研究科建築・デザイン・マネジメント専攻を設置した。

<p>【分析項目1-1-1】（令和3年度農学研究科農学専攻） 豊かな人間力、食料・生命・環境科学に関わる幅広い知識と、生物資源学、生物環境学、生物生産学に関する深い専門性を身につけ、国際社会や地域社会の課題解決のために創造力を豊かに発揮できる人材の育成を行うため、これまで培われてきた教育研究資源を活用、更なる機能強化を図ることを目的に、3専攻（生物生産学専攻、生物資源学専攻、生物環境学専攻）を統合し、1専攻（農学専攻）改組した。</p>		
<p>【分析項目1-1-1】（令和5年度理工学研究科・先進工学専攻） イノベーション創出の基礎となる「専門力」をより深化することに加え、さまざまな研究成果を活用して創造に結び付ける「融合力」と世界中の科学者・技術者を巻き込んで研究・プロジェクトを推進する「共創力」を身に付けた科学者・技術者、すなわちイノベーション人材を育成することを目的として、5専攻（物質化学工学専攻、バイオ工学専攻、電子情報工学専攻、機械システム工学専攻、ものづくり技術経営学専攻）に新たに建築・デザイン分野を統合し、1専攻（先進工学専攻）を改組した。</p>		
<p>【分析項目1-1-1】（令和7年度社会共創デジタル学環） ビジネスやアントレプレナーシップの視点で多様な人々と協働して地域課題の解決策を企画・実施できる「マネジメント力」とデータに基づいて地域課題を分析し、それを解決するための新たな価値を見出せる「デジタル利活用力」、そして文系・理系の学問分野を横断する学際的な専門知識と論理的思考力（学際的思考力）を身に付けた地域課題の解決に貢献できる実践人材の育成を目的とし、分離横断型の教育組織である社会共創デジタル学環を設置した。</p>		
<p>【分析項目1-1-1】（令和7年度理工学研究科・数理情報システム専攻） 情報科学や数理・データサイエンスの深い専門知識を習得し、リアル空間とサイバー空間の融合領域技術を活用した社会課題解決をリードする人材としての高度情報専門人材を養成することを目的とし、2専攻（情報・エレクトロニクス専攻、理学専攻の一部）を再編し、1専攻（数理情報システム専攻）を改組した。</p>		
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>		
<p>【活動取組1-1-A】 学長のリーダーシップの下、2022年に策定した山形大学将来ビジョンの具現化するため、本学を取り巻く現状、山形大学の存在意義、強み及び課題を踏まえ、“教育の質改革”と“教育推進の経営改革”を一体的に進めるための「山形大学教育改革グランドデザイン2030」（YU-Ed2030）を策定した。これにより本学の機能を高め、2030年を目途に本学を持続可能な大学へと転換していくこととしている。</p>	<p>1-1-A-01 山形大学将来ビジョン</p>	
	<p>1-1-A-02 山形大学教育改革グランドデザイン2030</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】 学長のリーダーシップの下、大学の使命及び社会の要請に応じ、山形大学将来ビジョン及び教育改革グランドデザイン2030をもとに、組織を超えて分野を融合した学部・研究科の改組を全学的に行っている。</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	※基幹教員制度を導入している場合 ・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	認証評価共通基礎データ様式【改正後基準】様式1		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則	第3章	
	1-3-1-02 山形大学教育推進機構規程	第4条	
	1-3-1-03 山形大学教育推進機構学士課程基盤教育部門規程	第4条	
	1-3-1-04 山形大学教育推進機構大学院基盤教育部門規程	第4条	
	1-3-1-05 山形大学学士課程基盤教育院規程	第2～4条	
	・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則	第39～42条	再掲
	1-3-1-06 国立大学法人山形大学及び山形大学業務執行規程	第5章	
	1-3-1-07 国立大学法人山形大学学術研究院規程	第5条	
	[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・責任者の氏名が分かる資料	
1-3-1-08 令和7年度理事・副学長に権限を委任する業務について			
1-3-1-09 令和7年度学長、理事、監事、副学長、法人部局長、大学部局長等一覧			
・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）			
1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧			
・教授会等の運営規定等			
1-3-2-01 山形大学学部教授会規程		第2条	
1-3-2-02 山形大学学部教授会に関する細則		第2条	
1-3-2-03 山形大学人文社会科学部教授会細則		第4条	
1-3-2-04 山形大学地域教育文化学部教授会細則		第5条	
1-3-2-05 山形大学理学部教授会規程		第4条	
1-3-2-06 山形大学医学部教授会細則		第4条	
1-3-2-07 山形大学工学部教授会運営細則		第4条	
1-3-2-08 山形大学農学部教授会運営規程		第4条	
1-3-2-09 山形大学社会共創デジタル学環教授会規程		第4条	
1-3-2-10 山形大学大学院研究科委員会規程		第2条	
1-3-2-11 山形大学大学院研究科委員会に関する細則		第2条	
1-3-2-12 山形大学大学院社会文化創造研究科委員会規程			
1-3-2-13 山形大学大学院医学系研究科委員会細則			
1-3-2-14 山形大学大学院理工学研究科委員会規程			
1-3-2-15 山形大学大学院有機材料システム研究科委員会規程			
1-3-2-16 山形大学大学院農学研究科委員会運営規程	第4条		
1-3-2-17 山形大学大学院教育実践研究科委員会規程			

<p>【分析項目1-3-3】 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること</p>	<p>・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3） 1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</p> <p>・運営規定等 1-3-3-01 国立大学法人山形大学教育研究評議会規程</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目1-3-1】 学士課程基盤教育院は、全学協力の下、学士課程基盤教育プログラムの中心組織として基盤共通教育の企画、評価、普及等を行うことを目的として設置されており、教育推進機構学士課程部門は、学士課程教育プログラムを学部横断的に統括、改革及び立案することを目的として設置されている。主担当教員として学士課程基盤教育院に配属された教員の中から教育推進機構学士課程部門長に指名された者は、教育推進機構学士課程部門会議に参画し、学士課程基盤力の育成・充実のための補助事業等の業務を行っている。</p>			
<p>【分析項目1-3-1】 教育推進機構大学院基盤教育部門は、山形大学大学院の修士課程及び博士課程における教育プログラムを研究科横断的に統括し、その改革及び立案することにより、大学院基盤力である学問基盤力、人間基盤力及び国際基盤力を有し、社会の持続的発展を牽引できる高度人材の育成に資することを目的として設置されている。主担当教員として教育推進機構に配属された教員が大学院基盤力の育成・充実のための補助事業等の業務を行っている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組1-3-A】 学長のリーダーシップの下、2022年に策定した山形大学将来ビジョンの具現化するため、本学を取り巻く現状、山形大学の存在意義、強み及び課題を踏まえ、“教育の質改革”と“教育推進の経営改革”を一体的に進めるための「山形大学教育改革グランドデザイン2030」（YU-Ed2030）を策定した。これにより本学の機能を高め、2030年を目途に本学を持続可能な大学へと転換していくこととしている。</p>	<p>1-1-A-02 山形大学教育改革グランドデザイン2030</p>		再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人山形大学における内部質保証に関する規程	第2章	
	2-1-1-02 国立大学法人山形大学役員会規程	第2条第7号	
	2-1-1-03 国立大学法人山形大学経営協議会規程	第2条第6号	
	2-1-1-04 国立大学法人山形大学評価・IR委員会規程	第2条第2号	
	1-3-1-02 山形大学教育推進機構規程	第3条第5号	再掲
	2-1-1-05 山形大学教育ディレクターに関する規程		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人山形大学における内部質保証に関する規程	第2章	再掲
	1-3-1-07 国立大学法人山形大学学術研究院規程	第7条	再掲
	1-3-1-02 山形大学教育推進機構規程		再掲
	1-3-1-04 山形大学教育推進機構大学院基盤教育部門規程		再掲
	1-3-1-05 山形大学学士課程基盤教育院規程		再掲
	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）		
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） 2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類 1-3-1-06 国立大学法人山形大学及び山形大学業務執行規程	第3条	再掲
	1-3-1-08 令和7年度理事・副学長に権限を委任する業務について		再掲
	2-1-1-02 国立大学法人山形大学役員会規程		再掲
	2-1-3-01 山形大学総合学生支援機構規程	第12条	
	2-1-3-02 山形大学アドミッションセンター運営委員会規程	第12条	

<p>【分析項目2-1-4】 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-4）</p> <p>・明文化された規定類</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目2-1-1】 内部質保証体制の最高責任者である学長、評価関係業務の実質的な統括責任者である評価関係業務担当の理事・副学長及び教育関係業務を統括する理事・副学長は、原則週3回開催されている役員朝の会で情報共有を行っている。また、学長、理事・副学長と学部長や研究科長等との情報共有は、原則、毎月開催している教育研究評議会において実施している。さらに、年に2回、各キャンパスを学長、理事・副学長が訪問して実施する部局執行部との懇談会において、教育研究活動等及び各教育課程に係る質保証をはじめ、大学全体及び各部局の運営の方向性等について情報を共有している。 教育研究活動等及び各教育課程の責任者である学部長や研究科長等は、それぞれの部局において定期的開催される教授会、または学科・専攻会議において随時、情報共有し、教授会構成員からの意見やアイデア等を執行部に伝達している。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類		
	1-3-3-01 国立大学法人山形大学教育研究評議会規程	第2条第6号、第2条第8号	再掲
	1-3-1-02 山形大学教育推進機構規程		再掲
	2-1-1-05 山形大学教育ディレクターに関する規程	第2条	再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人山形大学における内部質保証に関する規程		再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	2-2-2-01 内部質保証を推進するための指針		
	2-2-2-02 山形大学教員養成委員会規程		
	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	2-1-1-01 国立大学法人山形大学における内部質保証に関する規程		再掲
	2-2-2-01 内部質保証を推進するための指針		再掲
	2-2-3-01 令和6年度「学生支援」、「学生の受入」、「施設及び設備」に関する自己点検・評価報告書		
	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人山形大学における内部質保証に関する規程		再掲
2-2-2-01 内部質保証を推進するための指針		再掲	
2-2-4-01 施設に関する満足度アンケートについて((小白川)共育・共創みらいセンター)			
2-2-4-02 2024年4月実施学生アンケートの調査結果			
2-2-4-03 学生生活実態調査2022			
2-2-4-04 アライアンスネットワークについて			
2-2-4-05 令和6年度 アライアンスネットワーク意見交換会			
2-2-4-06 一日山形大学概要			
2-2-4-07 令和6年度学生と学長・理事及び各キャンパス長等との懇談会			

<p>[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5） 2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人山形大学における内部質保証に関する規程		再掲
	1-3-3-01 国立大学法人山形大学教育研究評議会規程		再掲
	1-3-1-07 国立大学法人山形大学学術研究院規程		再掲
	2-2-5-01 国立大学法人山形大学における施設等の有効活用に関する規程		
	2-1-3-01 山形大学総合学生支援機構規程		再掲
	2-1-3-02 山形大学アドミッションセンター運営委員会規程		再掲
	2-2-5-02 令和6年度外部評価改善情報		
<p>[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6） 2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人山形大学における内部質保証に関する規程		再掲
	1-3-3-01 国立大学法人山形大学教育研究評議会規程		再掲
	1-3-1-07 国立大学法人山形大学学術研究院規程		再掲
	2-2-5-01 国立大学法人山形大学における施設等の有効活用に関する規程		再掲
	2-1-3-01 山形大学総合学生支援機構規程		再掲
	2-1-3-02 山形大学アドミッションセンター運営委員会規程		再掲
<p>[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人山形大学における内部質保証に関する規程		再掲
	2-2-2-01 内部質保証を推進するための指針		再掲
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
	2-3-1-01 教育目標と3つのポリシー(大学ホームページ)		
	2-3-1-02 山形大学大学院規則	第12条の2, 第13条の3	
	2-3-1-03 山形大学大学院理工学研究科(理学系)学生便覧	p9, 11	
	2-3-1-04 山形大学大学院理工学研究科(工学系)学生便覧	p6, 8	
	2-3-1-05 2025教員マニュアル	p38	
	2-3-1-06 開催通知(シラバス入力講習会)		
	2-3-1-07 山形大学理学部学生便覧	p34	
	2-3-1-08 山形大学学位規程	第15条	
	2-3-1-09 山形大学大学院研究科委員会規程	第2条	
	2-3-1-10 山形大学大学院理工学研究科委員会規程	第3条	
	2-3-1-11 山形大学大学院理工学研究科学位審査細則	第11条	
2-3-1-12 令和元年度大学機関別認証評価対応状況報告書			
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01 国立大学法人山形大学IRシステムマネジメント規程		
	2-3-2-02 山形大学ファクトブック2024		
	2-3-2-03 学部自己点検・評価用(外部評価受審用)(BIレポート)		
	2-3-2-04 山形大学における学修成果の把握及び活用事例(抜粋版)		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-3-01 卒業・修了時アンケート(BIレポート)		
	2-3-3-02 卒業・修了後アンケート(BIレポート)		
	2-3-3-03 アライアンスネットワーク参加企業アンケート(BIレポート)		
	2-3-3-04 企業等アンケート(全国版)(BIレポート)		
	2-3-3-05 入学者アンケート		
	2-3-3-06 令和6年度父母等アンケート		
・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。			
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
	2-3-4-01 医学教育分野別評価報告書		
	2-3-4-02 看護学教育評価報告書		
	2-3-4-03 大学院教育実践研究科認証評価結果		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>【分析項目2-3-4】 質保証を行うに相応しい第三者による検証等が実施できない分野については、「内部質保証を推進するための指針」における教育に係る総括的な点検・評価に資するため、自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価を令和6年度中に実施した。また、大学院教育実践研究科においては、令和7年度に教職大学院認証評価を受審し、令和8年3月に結果を公表する予定である。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>【活動取組2-3-A】 教育ディレクターが中核となって、学部及び大学院で展開する教育プログラムごとに学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針を策定し、これらの方針に沿ってシラバスが作成されているかを点検している。これらの点検結果に基づき、学術研究院での審議を経て、役員会が「教育プログラムの認定」を毎年実施し、教育プログラムの質保証を行っている。</p>	1-3-1-02 山形大学教育推進機構規程		再掲
	1-3-1-07 国立大学法人山形大学学術研究院規程		再掲
	2-1-1-05 山形大学教育ディレクターに関する規程		再掲
	2-3-A-01 令和7年度の教育プログラム認定について(学部・研究科)		
<p>【活動取組2-3-B】 平成28年度に採択された文部科学省「大学教育再生加速プログラム テーマV 卒業時における質保証の取組の強化」を通じて、学習成果を直接測定するために独自開発した「基盤力テスト」を入学時、1年終了時に実施している。この世界的に例を見ない全学レベルの直接評価の結果は、これまで学内で蓄積している出席、成績、履修暦等の教学データと組み合わせて分析し、教育プログラムの効果検証及び学習成果の可視化の基礎情報として活用し、教学マネジメントの強化に努めている。これらの取組を核に申請した文部科学省の令和6年度「国立大学の機能強化を推進するための教育研究組織改革事業」に採択され、他大学におけるIR、質保証に係る取組の強化に寄与することとしている。</p>	2-3-2-04 山形大学における学修成果の把握及び活用事例(抜粋版)		再掲
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 ・教育ディレクターが中核となって、学部及び大学院で展開する教育プログラムごとに学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針を策定し、これらの方針に沿ってシラバスが作成されているかを点検している。これらの点検結果に基づき、学術研究院での審議を経て、役員会が「教育プログラムの認定」を毎年実施し、教育プログラムの質保証を行っている。 ・学習成果を直接測定する取組の一環として、独自に開発した基盤力テストを入学時、1年終了時に実施している。この世界的に例を見ない全学レベルの直接評価の結果は、これまで学内で蓄積している出席、成績、履修暦等の教学データと組み合わせて分析し、教育プログラムの効果検証及び学習成果の可視化の基礎情報として活用している。これらの取組を核に申請した文部科学省の令和6年度「国立大学の機能強化を推進するための教育研究組織改革事業」に採択され、他大学におけるIR、質保証に係る取組の強化に寄与することとしている。</p>			
【改善を要する事項】			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-4-1】 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類 2-4-1-01 山形大学教育研究組織改編等に関する規程		
	2-1-1-02 国立大学法人山形大学役員会規程		再掲
	1-3-3-01 国立大学法人山形大学教育研究評議会規程		再掲
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料 2-4-1-02 役員会議事録・資料(R3大学院研究科改組)		
	2-4-1-03 役員会議事録・資料(R5大学院研究科改組)		
	2-4-1-04 役員会議事録・資料(R7社会共創デジタル学環・理工学研究科数理情報システム専攻設置)		
	2-4-1-05 役員会議事録・資料(R4医学系研究科先進的医科学専攻コース名称変更)		
	2-4-1-06 役員会議事録・資料(R6医学系研究科医学専攻コース変更)		
	2-4-1-07 役員会議事録・資料(R7助産師養成課程変更)		
	2-4-1-08 役員会議事録・資料(R7医学系研究科先進医科学専攻コース変更)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況(過去5年分)		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 国立大学法人山形大学教員選考規程		
	2-5-1-02 山形大学人文社会科学部教員選考細則		
	2-5-1-03 山形大学地域教育文化学部教員の採用と昇任に関する規程		
	2-5-1-04 山形大学理学部教員候補者選考等細則		
	2-5-1-05 山形大学大学院医学系研究科医学専攻等教授候補者選考内規		
	2-5-1-06 山形大学大学院医学系研究科医学専攻等准教授等候補者選考内規		
	2-5-1-07 山形大学大学院医学系研究科医学専攻等教員選考基準に関する申合せ		
	2-5-1-08 医学専攻等教授候補者選考に係る申合せ		
	2-5-1-09 山形大学大学院医学系研究科看護学専攻教授候補者選考内規		
	2-5-1-10 山形大学大学院医学系研究科看護学専攻准教授等選考に関する申合せ		
	2-5-1-11 山形大学大学院医学系研究科看護学専攻教授、准教授、講師、助教及び助手選考に係る教育歴等に関する申合せ		
	2-5-1-12 山形大学工学部、大学院理工学研究科(工学系)及び大学院有機材料システム研究科教員人事内規		
	2-5-1-13 山形大学鶴岡キャンパス教員選考規程		
	2-5-1-14 山形大学社会共創デジタル学環教員候補者選考規程		
	2-5-1-15 山形大学学士課程基盤教育院主担当教員の人事に関する申合せ		
	2-5-1-16 山形大学大学院教育実践研究科教員の採用と昇任に関する規程		
2-5-1-17 基幹教員数管理について(令和6年2月14日教育研究評議会資料抜粋)			
2-5-1-18 学士課程基盤教育院に主担当教員として配置されている教員の基幹教員の適用に係る取り扱いについて(令和6年3月28日役員朝の会資料)			
・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料			
2-5-1-19 教員採用及び昇任審査資料の例			
・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料			
2-5-1-19 教員採用及び昇任審査資料の例			再掲

[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01 国立大学法人山形大学における教員の活動評価に関する規程(平成30年2月6日)		
	2-5-2-02 国立大学法人山形大学における教員の活動評価に関する規程(令和6年1月10日全部改正)		
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-03 国立大学法人山形大学における教員活動評価に関するガイドライン		
	2-5-2-04 教員の活動評価結果(令和4～6年度)		
	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-2-02 国立大学法人山形大学における教員の活動評価に関する規程(令和6年1月10日全部改正)		再掲
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-03 国立大学法人山形大学における教員活動評価に関するガイドライン		再掲
	・継続的に研究成果を創出するために必要な措置や処遇等に関する規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-3-01 山形大学ダイバーシティ推進室各種支援制度(ダイバーシティ推進室ホームページ)		
	2-5-3-02 質の高い研究時間確保に向けたアクションプランの策定について		
	2-5-3-03 令和6年度研究力強化のための総合支援パッケージについて		
・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）			
2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧			

<p>【分析項目2-5-5】 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧（別紙様式2-5-5） 2-5-5_教育支援者、指導補助者(教育補助者)一覧 ・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 2-5-5-01_国立大学法人山形大学事務組織規程 2-5-5-02_山形大学事務組織図(R7.4.1) 2-5-5-03_国立大学法人山形大学事務分掌規程 ・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 2-5-5_教育支援者、指導補助者(教育補助者)一覧 ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置状況、活用状況が確認できる資料 2-5-5_教育支援者、指導補助者(教育補助者)一覧 ・指導補助者（教育補助者）を配置している場合は、その定義・業務内容や採用等に係る手続きに関する規定、配置状況及び活用状況が確認できる資料 2-5-5-04_TAの配置活用状況(令和6年度) 2-5-5-05_国立大学法人山形大学ティーチング・アシスタントに関する規程 		
<p>【分析項目2-5-6】 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6） 2-5-6_教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧 ・指導補助者（教育補助者）に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料 2-5-6-01_TA研修資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-1-1】 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_令和6事業年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02_令和6年度監事監査報告書		
【分析項目3-1-2】 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-1-03_令和6年度独立監査人の監査報告書		
	・予算・決算の状況（過去5年間分）が分かる資料（別紙様式3-1-2）		
	3-1-2 予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
3-1-2-01 各項目に関し、3割以上乖離している理由			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。） 3-2-1-01 山形大学のガバナンス体制			
	2-1-1-02 国立大学法人山形大学役員会規程		再掲	
	2-1-1-03 国立大学法人山形大学経営協議会規程		再掲	
	1-3-3-01 国立大学法人山形大学教育研究評議会規程		再掲	
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料 ・役職者の名簿 3-2-1-02 役員会、経営協議会、教育研究評議会委員(大学ホームページ)			
	[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2） 3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
[分析項目3-2-3] 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること（より望ましい取組として分析）		・研究の実施に関する方針等一覧（別紙様式3-2-3） ・研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式3-2-3）		
		・研究の実施に関する方針等の内容を示す資料 ・研究の支援・推進制度等によって優れた成果が得られていることを示す資料		
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】				

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-3-1】 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営に係る組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。）） （別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類 2-5-5-01 国立大学法人山形大学事務組織規程		再掲
	2-5-5-03 国立大学法人山形大学事務分掌規程		再掲
	・管理運営に係る組織の組織図 3-3-1-01 山形大学組織機構図		
【分析項目3-3-2】 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化を推進する組織一覧（別紙様式3-3-2）		
	・根拠となる規定類		
	・優れた成果が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
	・根拠となる規定類		
	1-3-1-02 山形大学教育推進機構規程	第9条	再掲
	2-1-3-01 山形大学総合学生支援機構規程	第9条	再掲
	3-4-1-01 山形大学科学技術・イノベーション機構規程	第5条	
	3-4-1-02 山形大学研究戦略企画本部規程	第3条	
	3-4-1-03 山形大学学術基盤機構規程	第8条	
	3-4-1-04 山形大学国際交流推進機構規程	第10条	
	2-1-1-04 国立大学法人山形大学評価・IR委員会規程	第3条	再掲
	3-4-1-05 山形大学遺伝子組換え実験安全管理規程	第8条	
	3-4-1-06 山形大学研究用微生物等安全管理規程	第9条	
	3-4-1-07 山形大学放射性同位元素等安全管理委員会規程	第3条	
	3-4-1-08 山形大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する規程	第10条	
	3-4-1-09 国立大学法人山形大学利益相反マネジメント規程	第10条	
	3-4-1-10 国立大学法人山形大学情報公開・個人情報保護委員会規程	第4条	
3-4-1-11 山形大学ダイバーシティ推進に関する規程	第5条		
3-4-1-12 国立大学法人山形大学教員人事委員会規程	第3条		
3-4-1-13 国立大学法人山形大学安全衛生管理委員会規程	第3条		
3-4-1-14 国立大学法人におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程	第8条		
3-4-1-15 山形大学教員養成委員会規程	第3条		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定 3-5-1-01 国立大学法人山形大学監事監査規程		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等） 3-5-1-02 令和6年度監事監査計画書		
	3-1-1-02_令和6年度監事監査報告書		再掲
	3-5-1-03 令和6年度監事監査結果報告書		
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等） 3-5-2-01 令和6年度監査計画概要書		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等） 3-1-1-03_令和6年度独立監査人の監査報告書		再掲
	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの） 3-3-1-01 山形大学組織機構図		再掲
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	2-5-5-01 国立大学法人山形大学事務組織規程	第4条	再掲
	・ 内部監査に関する規定 3-5-3-01 国立大学法人山形大学内部監査規程		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等） 3-5-3-02 令和6年度内部監査計画書		
	3-5-3-03 令和6年度内部監査実施報告書		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等） 3-5-4-01 四者協議(意見交換)要旨		
	3-5-4-02 三者協議(意見交換)要旨		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1） 3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

: 「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	認証評価共通基礎データ様式【改正後基準】様式1 ・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		再掲
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 4-1-2 附属施設等一覧		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）等		
	4-1-4-01 令和6年度学術情報基盤実態調査(コンピュータ及びネットワーク編)		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 令和6年度学術情報基盤実態調査(中央図書館)		
	4-1-5-02 令和6年度学術情報基盤実態調査(医学部図書館)		
	4-1-5-03 令和6年度学術情報基盤実態調査(工学部図書館)		
	4-1-5-04 令和6年度学術情報基盤実態調査(農学部図書館)		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
[分析項目4-1-7] 研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 研究環境整備状況一覧（別紙様式4-1-7）		
[分析項目4-1-8] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）			
	4-2-1 相談・助言体制等一覧			
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
	4-2-1-01 山形大学保健管理センター規程			
	4-2-1-02 学生相談(大学ホームページ)			
	4-2-1-03 山形大学キャリアサポートセンター規程			
	4-2-1-04 就職支援・キャリア支援(大学ホームページ)			
	4-2-1-05 2025学生生活ハンドブック	p15		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			
	4-2-1-06 国立大学法人山形大学におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程	第3章		
	4-2-1-07 国立大学法人山形大学におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関するガイドライン	p10-17		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料			
	4-2-1-05 2025学生生活ハンドブック			再掲
	4-2-1-08 学生相談室(保健管理センターホームページ)			
4-2-1-09 学校医による健康相談(保健管理センターホームページ)				
4-2-1-10 山形大学キャリアハンドブック2025-2026				
・生活支援制度の利用実績が確認できる資料				
4-2-1 相談・助言体制等一覧			再掲	
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）			
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧			

<p>[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-3） 4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制 ・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料 4-2-3-01 学生相談(大学ホームページ) 4-2-3-02 保健管理センター(大学ホームページ) 4-2-3-03 山形大学障がい学生支援センター(障がい学生支援センターホームページ) 4-2-3-04 Cost of Living(大学ホームページ) 4-2-3-05 小白川キャンパスでの学生生活(大学ホームページ) 4-2-3-06 学生生活(小白川キャンパス)(大学ホームページ) 4-2-3-07 山形大学山形国際交流会館パンフレット 4-2-3-08 山形大学清明寮パンフレット 4-2-3-09 日本語コース(小白川キャンパス)(大学ホームページ) 4-2-3-10 日本文化コース(小白川キャンパス)(大学ホームページ) 4-2-3-11 2025留学生ハンドブック(米沢キャンパス) 4-2-3-12 留学生向けオリエンテーション資料(鶴岡キャンパス) 4-2-3-13 防災パンフレット 		
<p>[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-4） 4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類 4-2-4-01 国立大学法人山形大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程 4-2-4-02 山形大学における障がい学生支援に関する基本方針 4-2-4-03 山形大学における障がい学生支援に関する規程 4-2-4-04 山形大学障がい学生支援センター規程 4-2-4-05 障がい学生支援フローチャート 4-2-4-06 教職員のための障がい学生支援ガイドブック 		

[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 奨学金窓口(大学ホームページ)		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-02 日本学生支援機構奨学生の採用状況		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-03 山形大学修学支援事業学生支援奨学金貸与細則		
	4-2-5-04 山形大学山澤進奨学金実施規程		
	4-2-5-05 山形大学エリアキャンパスもがみ土田秀也奨学金実施規程		
	4-2-5-06 山形大学YU Do Best 奨学金規程		
	4-2-5-07 山形大学工学部被災学生支援基金規程		
	4-2-5-08 令和7年度山形大学大学院理工学研究科数理情報システム専攻デジタルチャレンジ特待生募集要項		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		再掲
	・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-5-09 山形大学入学料免除及び徴収猶予規程		
	4-2-5-10 山形大学授業料、寄宿料及び授業料徴収猶予規程		
	4-2-5-11 令和6年度入学料免除・徴収猶予、授業料免除実施状況		
	・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
	4-2-5-12 国立大学法人山形大学における授業料その他の費用に関する規程		
4-2-5-13 山形地区学生寮利用実績			
4-2-5-14 白楊寮利用実績			
4-2-5-15 啓明寮利用実績			
・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料			
4-2-5-16 授業料納付方法			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
<p>【活動取組4-2-A】 令和4年度に小白川キャンパスにおいて、全天候型の陸上競技場、野球場及びテニスコートを整備した。また、同時期に部室棟の改修、トレーニングルーム等を備えた共育・共創みらいセンターを整備した。なお、陸上競技場、野球場及びテニスコートの整備は、インベーションコモンズ化を見据えて整備している。</p>	<p>4-2-A-01 小白川キャンパス新グラウンドオープニングセレモニー&イベント開催</p>		
<p>【活動取組4-2-B】 令和元年10月、山形大学、東北芸術工科大学、山形県、山形市、山形県すまい・まちづくり公社（以下「公社」）の五者による連携協定を締結し、山形市の中心市街地の空き家・空きテナントを学生用シェアハウス等にリノベーションした公社が管理する賃貸住宅を準学生寮として提供している。</p>	<p>4-2-B-01 「準学生寮」について(大学ホームページ)</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-1-1】 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01_学士課程 入学者受入れの方針		
	5-1-1-02_大学院課程 入学者受入れの方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	5-2-1-01 令和7年度一般選抜学生募集要項		
	5-2-1-02 令和7年度総合型選抜学生募集要項		
	5-2-1-03 令和7年度学校推薦型選抜学生募集要項		
	5-2-1-04 令和7年度社会人入試学生募集要項		
	5-2-1-05 2025年度(令和7年度)私費外国人留学生入試募集要項		
	5-2-1-06 令和7年度山形大学人文社会科学部第3年次編入学学生募集要項		
	5-2-1-07 令和7年度山形大学医学部看護学科第3年次編入学学生募集要項		
	5-2-1-08 令和7年度山形大学工学部第3年次編入学学生募集要項		
	5-2-1-09 令和7年度山形大学農学部第3年次編入学学生募集要項		
	5-2-1-10 令和7年度山形大学大学院社会文化創造研究科(修士課程)学生募集要項		
	5-2-1-11 令和6年度(秋季入学)令和7年度(春季入学)山形大学大学院医学系研究科医学専攻学生募集要項		
	5-2-1-12 令和6年度(秋季入学)令和7年度(春季入学)山形大学大学院医学系研究科先進的医科学専攻(博士前期課程)学生募集要項		
	5-2-1-13 令和6年度(秋季入学)令和7年度(春季入学)山形大学大学院医学系研究科看護学専攻(博士前期課程)学生募集要項		
	5-2-1-14 令和6年度(秋季入学)令和7年度(春季入学)山形大学大学院医学系研究科先進的医科学専攻(博士後期課程)学生募集要項		
	5-2-1-15 令和6年度(秋季入学)令和7年度(春季入学)山形大学大学院医学系研究科看護学専攻(博士後期課程)学生募集要項		
	5-2-1-16 令和7年度4月入学令和6年度10月入学山形大学大学院理工学研究科(理学系)博士前期課程学生募集要項		
	5-2-1-17 令和7年度4月令和6年度10月入学山形大学大学院理工学研究科博士前期課程(工学系)及び有機材料システム研究科博士前期課程学生募集要項		
	5-2-1-18 令和7年度4月入学山形大学大学院理工学研究科博士前期課程学生募集要項(数理情報システム専攻)		
	5-2-1-19 令和7年度4月入学令和6年度10月入学山形大学大学院理工学研究科(理学系)博士後期課程学生募集要項		
	5-2-1-20 令和7年度4月令和6年度10月入学山形大学大学院理工学研究科博士前期課程(工学系)及び有機材料システム研究科博士後期課程学生募集要項		
5-2-1-21 令和7年度山形大学大学院農学研究科学生募集要項			
5-2-1-22 令和7年度山形大学大学院教育実践研究科学生募集要項			

・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
1-3-1-06 国立大学法人山形大学及び山形大学業務執行規程		再掲
5-2-1-23 山形大学アドミッションセンター規程		
2-1-3-02 山形大学アドミッションセンター運営委員会規程		再掲
5-2-1-24 山形大学アドミッションセンター運営委員会入学試験実施専門部会規程		
5-2-1-25 山形大学アドミッションセンター運営委員会共通問題専門部会規程		
5-2-1-26 各部局における入試体制		
・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
5-2-1-27 令和7年度山形大学人文社会科学部一般選抜(前期日程・後期日程)実施要領		
5-2-1-28 令和7年度山形大学人文社会科学部総合型選抜Ⅰ第2次選抜実施要領		
5-2-1-29 令和7年度山形大学人文社会科学部学校推薦型選抜Ⅰ実施要領		
5-2-1-30 令和7年度山形大学人文社会科学部学校推薦型選抜Ⅱ実施要領		
5-2-1-31 令和7年度山形大学人文社会科学部第3年次編入学・社会人入試実施要領		
5-2-1-32 令和7年度山形大学人文社会科学部私費外国人留学生入試実施要領		
5-2-1-33 令和7年度山形大学地域教育文化学部一般選抜(前期日程)実施要領		
5-2-1-34 令和7年度山形大学地域教育文化学部一般選抜(後期日程)実施要領		
5-2-1-35 令和7年度山形大学地域教育文化学部総合型選抜Ⅰ第2次選抜実施要領		
5-2-1-36 令和7年度山形大学地域教育文化学部総合型選抜Ⅲ第2次選抜実施要領		
5-2-1-37 令和7年度山形大学地域教育文化学部学校推薦型選抜Ⅰ実施要領		
5-2-1-38 令和7年度山形大学地域教育文化学部学校推薦型選抜Ⅱ実施要領		
5-2-1-39 令和7年度山形大学地域教育文化学部私費外国人留学生入試実施要領		
5-2-1-40 令和7年度山形大学理学部一般選抜(前期日程)実施要領		
5-2-1-41 令和7年度山形大学理学部総合型選抜Ⅰ(第2次選抜)実施要領		
5-2-1-42 令和7年度山形大学理学部学校推薦型選抜Ⅰ実施要領		
5-2-1-43 令和7年度山形大学医学部一般入試(前期日程)実施要領		
5-2-1-44 令和7年度山形大学医学部一般入試(後期日程)実施要領		
5-2-1-45 令和7年度山形大学医学部医学科学校推薦型選抜実施要領		
5-2-1-46 令和7年度山形大学医学部看護学科学科学校推薦型選抜実施要領		
5-2-1-47 令和7年度山形大学医学部私費外国人留学生入試監督要領		
5-2-1-48 令和7年度山形大学医学部看護学科第3年次編入学試験監督要領		
5-2-1-49 令和7年度山形大学工学部一般選抜(前期日程)本部要員配付資料		
5-2-1-50 令和7年度山形大学工学部一般選抜(後期日程)実施要領		
5-2-1-51 令和7年度山形大学工学部総合型選抜Ⅰ(第1次選抜)実施要領		
5-2-1-52 令和7年度山形大学工学部総合型選抜Ⅰ(第2次選抜)実施要領		
5-2-1-53 令和7年度山形大学工学部総合型選抜Ⅱ(第1次選抜)実施要領		
5-2-1-54 令和7年度山形大学工学部総合型選抜Ⅱ(第2次選抜)実施要領		

5-2-1-55 令和7年度山形大学工学部学校推薦型選抜Ⅰ実施要領		
5-2-1-56 令和7年度山形大学工学部第3年次編入学試験実施要領		
5-2-1-57 令和7年度山形大学工学部社会人入試実施要領		
5-2-1-58 令和7年度山形大学農学部一般選抜(前期日程)実施要領		
5-2-1-59 令和7年度山形大学農学部総合型選抜Ⅱ実施要領		
5-2-1-60 令和7年度山形大学農学部学校推薦型選抜Ⅰ実施要領		
5-2-1-61 令和7年度山形大学社会共創デジタル学環一般選抜(前期日程)実施要領		
5-2-1-62 令和7年度山形大学社会共創デジタル学環学校推薦型選抜Ⅰ実施要領		
5-2-1-63 令和7年度山形大学大学院社会文化創造研究科(社会文化システムコース)実施要領		
5-2-1-64 令和7年度山形大学大学院社会文化創造研究科(臨床心理コース・芸術・スポーツ科学コース)実施要領		
5-2-1-65 令和6年度(秋季入学)令和7年度(春季入学)山形大学大学院医学系研究科入学試験監督要領		
5-2-1-66 令和7年度山形大学大学院理工学研究科(理学系)博士前期課程入学試験実施要領		
5-2-1-67 令和7年度山形大学大学院理工学研究科(理学系)博士前期課程推薦入試実施要領		
5-2-1-68 令和7年度山形大学大学院理工学研究科(理学系)博士後期課程入学試験実施要領		
5-2-1-69 大学院理工学研究科(理学系)入学試験実施マニュアル		
5-2-1-70 令和6年度(10月入学)令和7年度(4月入学)理工学研究科(工学系)及び有機材料システム研究科(博士前期課程)第1回入試実施要領		
5-2-1-71 令和7年度大学院理工学研究科博士前期課程(工学系)及び有機材料システム研究科博士前期課程推薦入試実施要領		
5-2-1-72 令和6年度(10月入学)令和7年度(4月入学)理工学研究科(工学系)及び有機材料システム研究科(博士後期課程)第1回入試実施要領		
5-2-1-73 令和7年度山形大学大学院理工学研究科博士前期課程(数理情報システム専攻)一般入試実施要領		
5-2-1-74 令和7年度山形大学大学院理工学研究科博士前期課程(数理情報システム専攻)推薦入試実施要領		
5-2-1-75 令和6年度(10月入学)令和7年度山形大学大学院農学研究科入学試験実施要領		
5-2-1-76 令和7年度山形大学大学院教育実践研究科現職教員入試実施要領		
5-2-1-77 令和7年度山形大学大学院教育実践研究科一般入試実施要領		
・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料(面接要領等)		
5-2-1-28 令和7年度山形大学人文社会科学部総合型選抜Ⅰ第2次選抜実施要領		再掲
5-2-1-29 令和7年度山形大学人文社会科学部学校推薦型選抜Ⅰ実施要領		再掲
5-2-1-31 令和7年度山形大学人文社会科学部第3年次編入学・社会人入試実施要領		再掲
5-2-1-32 令和7年度山形大学人文社会科学部私費外国人留学生入試実施要領		再掲
5-2-1-35 令和7年度山形大学地域教育文化学部総合型選抜Ⅰ第2次選抜実施要領		再掲

5-2-1-36 令和7年度山形大学地域教育文化学部総合型選抜Ⅲ第2次選抜実施要領		再掲
5-2-1-37 令和7年度山形大学地域教育文化学部学校推薦型選抜Ⅰ実施要領		再掲
5-2-1-38 令和7年度山形大学地域教育文化学部学校推薦型選抜Ⅱ実施要領		再掲
5-2-1-39 令和7年度山形大学地域教育文化学部私費外国人留学生入試実施要領		再掲
5-2-1-41 令和7年度山形大学理学部総合型選抜Ⅰ(第2次選抜)実施要領		再掲
5-2-1-43 令和7年度山形大学医学部一般入試(前期日程)実施要領		再掲
5-2-1-78 令和7年度山形大学医学部医学科一般入試(前期日程)面接要領		
5-2-1-79 令和7年度山形大学医学部看護学科一般入試(前期日程)面接要領		
5-2-1-44 令和7年度山形大学医学部一般入試(後期日程)実施要領		再掲
5-2-1-80 令和7年度山形大学医学部医学科一般入試(後期日程)面接要領		
5-2-1-81 令和7年度山形大学医学部看護学科一般入試(後期日程)面接要領		
5-2-1-45 令和7年度山形大学医学部医学科学校推薦型選抜実施要領		再掲
5-2-1-82 令和7年度山形大学医学部医学科学校推薦型選抜面接要領		
5-2-1-46 令和7年度山形大学医学部看護学科学科学校推薦型選抜実施要領		再掲
5-2-1-83 令和7年度山形大学医学部看護学科学科学校推薦型選抜面接要領		
5-2-1-47 令和7年度山形大学医学部私費外国人留学生入試監督要領		再掲
5-2-1-84 令和7年度山形大学医学部私費外国人留学生入試面接要領		
5-2-1-48 令和7年度山形大学医学部看護学科第3年次編入学試験監督要領		再掲
5-2-1-85 令和7年度山形大学医学部看護学科第3年次編入学試験面接要領		
5-2-1-86 令和7年度山形大学工学部建築デザイン学科一般選抜(前期日程)面接要領		
5-2-1-52 令和7年度山形大学工学部総合型選抜Ⅰ(第2次選抜)実施要領		再掲
5-2-1-54 令和7年度山形大学工学部総合型選抜Ⅱ(第2次選抜)実施要領		再掲
5-2-1-55 令和7年度山形大学工学部学校推薦型選抜Ⅰ実施要領		再掲
5-2-1-56 令和7年度山形大学工学部第3年次編入学試験実施要領		再掲
5-2-1-57 令和7年度山形大学工学部社会人入試実施要領		再掲
5-2-1-59 令和7年度山形大学農学部総合型選抜Ⅱ実施要領		再掲
5-2-1-60 令和7年度山形大学農学部学校推薦型選抜Ⅰ実施要領		再掲
5-2-1-61 令和7年度山形大学社会共創デジタル学環一般選抜(前期日程)実施要領		再掲
5-2-1-87 社会共創デジタル学環一般選抜(前期日程)面接室マニュアル		
5-2-1-62 令和7年度山形大学社会共創デジタル学環学校推薦型選抜Ⅰ実施要領		再掲
5-2-1-88 社会共創デジタル学環学校推薦型選抜Ⅰ面接マニュアル		
5-2-1-63 令和7年度山形大学大学院社会文化創造研究科(社会文化システムコース)実施要領		再掲
5-2-1-64 令和7年度山形大学大学院社会文化創造研究科(臨床心理コース・芸術・スポーツ科学コース)実施要領		再掲
5-2-1-89 山形大学大学院医学系研究科医学専攻及び先進的医科学専攻入学試験口頭試問における実施方法及び評価方法等について		

5-2-1-90 令和6年度(秋季入学)令和7年度(春季入学)山形大学大学院看護学専攻入学試験口頭試問要領		
5-2-1-66 令和7年度山形大学大学院理工学研究科(理学系)博士前期課程入学試験実施要領		再掲
5-2-1-67 令和7年度山形大学大学院理工学研究科(理学系)博士前期課程推薦入試実施要領		再掲
5-2-1-68 令和7年度山形大学大学院理工学研究科(理学系)博士後期課程入学試験実施要領		再掲
5-2-1-69 大学院理工学研究科(理学系)入学試験実施マニュアル		再掲
5-2-1-70 令和6年度(10月入学)令和7年度(4月入学)理工学研究科(工学系)及び有機材料システム研究科(博士前期課程)第1回入試実施要領		再掲
5-2-1-71 令和7年度大学院理工学研究科博士前期課程(工学系)及び有機材料システム研究科博士前期課程推薦入試実施要領		再掲
5-2-1-72 令和6年度(10月入学)令和7年度(4月入学)理工学研究科(工学系)及び有機材料システム研究科(博士後期課程)第1回入試実施要領		再掲
5-2-1-73 令和7年度山形大学大学院理工学研究科博士前期課程(数理情報システム専攻)一般入試実施要領		再掲
5-2-1-74 令和7年度山形大学大学院理工学研究科博士前期課程(数理情報システム専攻)推薦入試実施要領		再掲
5-2-1-75 令和6年度(10月入学)令和7年度山形大学大学院農学研究科入学試験実施要領		再掲
5-2-1-76 令和7年度山形大学大学院教育実践研究科現職教員入試実施要領		再掲
5-2-1-77 令和7年度山形大学大学院教育実践研究科一般入試実施要領		再掲
・学士課程については、個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
5-2-1-91 令和9年度山形大学入学者選抜における学力検査実施教科・科目等		
【分析項目5-2-2】 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料	
	5-2-1-26 各部局における入試体制	再掲
	5-2-2-01 令和6年度「学生の受入」自己点検・評価	
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等	
	5-2-2-02 学部入試委員会・アドミッションセンター運営委員会資料	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2			
	認証評価共通基礎データ様式【改正後基準】様式2			
	・実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料			
	5-2-2-01 令和6年度「学生の受入」自己点検・評価		再掲	
	5-3-1-01 令和6年大学院医学系研究科外部評価			
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
[分析項目5-3-1] 医学系研究科（博士前期課程）先進医科学専攻において、実入学者が入学定員を大幅に下回っている。4年制大学における就職では学生の売り手市場となっており、研究者志望の場合大規模大学への大学院進学が比較的容易に選択できる状況であることが、先進的医科学専攻への4年制大学からの入学者数が減少した原因と考えられる。近年は、コメディカル（看護師、臨床検査技師など）の社会人入学により定員の大半を確保しており、新たな方策として、昨年度から作業療法士・理学療法士のためのリハビリテーションコースを設けている。さらに、入学定員確保に向けた環境整備対策として、年3回の大学院入試や、本学附属病院勤務の医療職者が医学系研究科博士前期課程に入学する際に、入学料及び授業料の半額免除を行う制度を導入している。				
[分析項目5-3-1] 理工学研究科（博士後期課程）地球共生圏科学専攻において、実入学者が入学定員を大幅に超えている。地球共生圏科学専攻では、定員を下回らないよう、志願者の確保に努めてきた。入学試験では、博士後期課程を修了できる十分な見込みがあるかを厳格に判断し、合否を判定している。過去5年間で入学者数が定員に対して48%超過した背景には、令和3年度から始まったソフトマターイノベーション博士人材育成プログラム、令和6年度から始まった次世代研究者挑戦的研究プログラムによる経済支援やキャリア支援の充実により、志願者が増加した可能性が考えられる。ただ、本専攻の定員は5名と少なく、入学者数が数名増えただけでも超過率が大きく上昇する。また、年度によって定員を下回ることもあり、入学者数の変動は大きい。教育の質保証と定員管理の適正化を図るため、今後も入学者数の推移を注視しながら、必要に応じて定員の見直しや入学者選抜の厳格化について検討していきたいと考えている。				
[分析項目5-3-1] 理工学研究科（博士後期課程）先進工学専攻において、実入学者が入学定員を大幅に下回っている。AC期間中のため、定員の見直しは行えないが、定員充足率の適正化に向け、以下の取組を行っている。 ・授業料免除・奨学金制度及びRA制度の他、「やまがた次世代共創イノベーション人材育成プログラム」（JST：SPRINGに採択）プログラム生に対し研究費年額上限70万円、研究奨励費年額上限204万円を支給。 ・長期履修制度の他、一定の研究業績や能力を有する社会人を対象に、社会人としての研究実績を元にして、最短1年で博士の学位を取得できる「早期修了制度」を設置。 ・指導教員グループが博士の学位取得のための指導を行う。また令和3年度に「マテリアル高度博士人材育成コンソーシアム」を設立し、科学者・技術者がメンターとして学生の研究とキャリアパスに関する助言を行い、関連企業ヘインターンシップ生を派遣する等産業界と連携している。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】 医学系研究科（博士前期課程）先進医科学専攻及び理工学研究科（博士後期課程）先進工学専攻において、実入学者が入学定員を大幅に下回っている。また、理工学研究科（博士後期課程）地球共生圏科学専攻において、実入学者が入学定員を大幅に超えている。				

領域6 基準の判断 総括表

組織番号	教育研究上の基本組織	基準6-1	基準6-2	基準6-3	基準6-4	基準6-5	基準6-6	基準6-7	基準6-8	備考
01	人文社会科学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
02	地域教育文化学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
03	理学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
04	医学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） 医学教育分野別評価（日本医学教育評価機構）
05	工学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
06	農学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
07	社会共創デジタル学環	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし	令和7年4月設置
08	社会文化創造研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
09	医学系研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
10	理工学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	理学専攻（M）及び地域共生圏科学専攻（D）は第三者評価結果を活用 数理情報システム専攻（M）は令和7年4月設置。先進工学専攻（D）は令和5年4月設置。
11	有機材料システム研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
12	農学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
13	教育実践研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
【分析項目6-8-2】 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価、医学教育分野別評価（大学改革支援・学位授与機構、日本医学教育評価機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-8-A] 未進級および成績不良学生等にメンター教員を割り当て、定期的な面談や学習指導等を行っている。	6-8-A-(04)-01 医学科メンター対象学生との面談の実施について 6-8-A-(04)-02 学生面談シート様式		
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
【分析項目6-8-2】 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
【分析項目6-8-2】 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(07)-01 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(社会共創デジタル学環)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針 6-1-1-(07)-01 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(社会共創デジタル学環)		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針 6-1-1-(07)-01 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(社会共創デジタル学環)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(07)-01 基盤共通教育案内	p17, 32, 33	
	6-3-1-(07)-02 社会共創デジタル学環学生便覧	p8~10	
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-(07)-02 社会共創デジタル学環学生便覧	p11	再掲
	・分野別第三者評価の結果		
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	6-3-2-(00)-01 山形大学学部規則	第31条	
	6-3-1-(07)-02 社会共創デジタル学環学生便覧	p13	再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-(00)-02 令和7年度シラバス(大学ホームページ)		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	2-2-2-01 内部質保証を推進するための指針		再掲
2-3-1-05 2025教員マニュアル	p16-27	再掲	
6-3-2-(00)-03 令和7年度版シラバス入カスケジュール			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-2-(00)-01 山形大学学部規則	第35条, 36条	再掲
	6-3-1-(07)-02 社会共創デジタル学環学生便覧	p13	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）</p> <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<p>・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）</p> <p>・連携法曹基礎課程における成績評価の基準</p> <p>・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度山形大学行事予定		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度山形大学行事予定 ・シラバス 6-3-2-(00)-02 令和7年度シラバス(大学ホームページ)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 6-3-2-(00)-02 令和7年度シラバス(大学ホームページ)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-(00)-02 令和7年度シラバス(大学ホームページ)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-(00)-01 インターンシップ・マニュアル2024		
	6-5-3-(00)-02 インターンシップ概要2024		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 山形大学小白川キャンパス留学生チューターマニュアル		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-02 Japan Studies Program(JSP) Information		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
4-2-4-06 教職員のための障がい学生支援ガイドブック			再掲
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-5-4】 令和7年4月に設置されたため、支援の実績はないが、他学部と同様の取組を行っていく。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-2-(00)-01 山形大学学部規則	第34条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	6-3-1-(07)-02 社会共創デジタル学環学生便覧	p14	再掲
	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	6-3-1-(07)-02 社会共創デジタル学環学生便覧	p14	再掲
	・成績評価の分布表		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01 成績評価に対する異議申し立てについて(令和元年9月17日学部統括教育ディレクター会議資料)		
	6-6-4-(00)-02 成績評価の異議申し立てについて(大学ホームページ)		
	6-6-4-(00)-03 山形大学における成績評価の異議申し立てフロー		
	6-3-1-(07)-02 社会共創デジタル学環学生便覧	p13	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類			
6-6-4-(00)-05 学生の成績評価における根拠資料の取扱いに関する方針			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-3-2-(00)-01 山形大学学部規則	第38条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	2-3-1-08 山形大学学位規程	第2章	再掲
	6-3-2-(00)-01 山形大学学部規則	第38条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	1-3-2-01 山形大学学部教授会規程	第2条	再掲
	1-3-2-09 山形大学社会共創デジタル学環教授会規程	第3条	再掲
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-(07)-01 基盤共通教育案内	p17, 32, 33	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	6-3-1-(07)-02 社会共創デジタル学環学生便覧	p6	再掲
	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
(リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(08)-01 社会文化創造研究科教育目標及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて		
	6-1-1-(08)-02 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(社会文化創造研究科・社会文化システムコース)		
	6-1-1-(08)-03 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(社会文化創造研究科・臨床心理学コース)		
	6-1-1-(08)-04 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(社会文化創造研究科・芸術・スポーツ科学コース)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-1-1-(08)-01 社会文化創造研究科教育目標及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて		再掲
	6-1-1-(08)-02 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(社会文化創造研究科・社会文化システムコース)		再掲
	6-1-1-(08)-03 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(社会文化創造研究科・臨床心理学コース)		再掲
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-(08)-01 社会文化創造研究科教育目標及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて		再掲
	6-1-1-(08)-02 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(社会文化創造研究科・社会文化システムコース)		再掲
	6-1-1-(08)-03 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(社会文化創造研究科・臨床心理学コース)		再掲
6-1-1-(08)-04 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(社会文化創造研究科・芸術・スポーツ科学コース)			再掲
	【特記事項】		
	① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
	② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-(08)-01 社会文化創造研究科学生便覧	p40~47	
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 2-3-A-01 令和7年度の教育プログラム認定について(学部・研究科)		再掲
	6-3-1-(08)-02 令和7年度カリキュラム・チェックリスト(社会文化創造研究科)		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定 6-3-2-(00)-01 山形大学学部規則	第31条	
	2-3-1-02 山形大学大学院規則	第31条	再掲
	6-3-1-(08)-01 社会文化創造研究科学生便覧	p14	再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス 6-3-2-(00)-02 令和7年度シラバス(大学ホームページ)		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料 2-2-2-01 内部質保証を推進するための指針		再掲
	2-3-A-01 令和7年度の教育プログラム認定について(学部・研究科)		再掲
	6-3-1-(08)-02 令和7年度カリキュラム・チェックリスト(社会文化創造研究科)		再掲
	2-3-1-05 2025教員マニュアル	p16-27	再掲
	6-3-2-(00)-03 令和7年度版シラバス入カスケジュール		
	[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 2-3-1-02 山形大学大学院規則	第14, 15条
6-3-1-(08)-01 社会文化創造研究科学生便覧		p10	再掲

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） 6-3-1-(08)-01 社会文化創造研究科学生便覧	p7	再掲
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 6-3-4-(08)-01 山形大学大学院社会文化創造研究科研究指導計画書		
	6-3-4-(08)-02 学位論文又は特定の課題についての研究成果審査概評報告書		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料 6-3-1-(08)-01 社会文化創造研究科学生便覧	p40, 45, 46	再掲
	6-3-4-(00)-01 シラバス(知財と倫理)		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 2-5-5-04 TAの配置活用状況(令和6年度)		再掲
	2-5-5-05 国立大学法人山形大学ティーチング・アシスタントに関する規程		再掲
	2-5-6-01 TA研修資料		再掲
<p>[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
<p>[分析項目6-3-6] 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）		
	・連携法曹基礎課程における成績評価の基準		
	・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度山形大学行事予定		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度山形大学行事予定 ・シラバス 6-3-2-(00)-02 令和7年度シラバス(大学ホームページ)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 6-3-2-(00)-02 令和7年度シラバス(大学ホームページ)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-(00)-02 令和7年度シラバス(大学ホームページ)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 2-3-1-02 山形大学大学院規則 6-4-6-(08)-01 山形大学大学院社会文化創造研究科履修規程 6-3-1-(08)-01 社会文化創造研究科学生便覧	第17条 第6条 p19	再掲 再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 山形大学小白川キャンパス留学生チューターマニュアル		
	6-5-4-(08)-01 2024年度小白川キャンパス留学生チューター一覧		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-(00)-02 Japan Studies Program(JSP) Information		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-4-06 教職員のための障がい学生支援ガイドブック		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-03 令和6年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の就学支援に関する実態調査			
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-3-1-02 山形大学大学院規則 6-3-1-(08)-01 社会文化創造研究科学生便覧	第13条の3 p14	再掲 再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-(08)-01 社会文化創造研究科学生便覧	p14	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(08)-01 成績分布表(社会文化創造研究科)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-(08)-02 令和6年度山形大学大学院社会文化創造研究科修了判定		
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	6-3-1-(08)-01 社会文化創造研究科学生便覧	p7	再掲
	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01 成績評価に対する異議申し立てについて(令和元年9月17日学部統括教育ディレクター会議資料)		
	6-6-4-(00)-02 成績評価の異議申し立てについて(大学ホームページ)		
	6-6-4-(00)-03 山形大学における成績評価の異議申し立てフロー		
	6-3-1-(08)-01 社会文化創造研究科学生便覧	p14	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-04 成績評価に対する異議申し立て制度実績報告(令和6年度後期)		
・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類			
6-6-4-(00)-05 学生の成績評価における根拠資料の取扱いに関する方針			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 2-3-1-02 山形大学大学院規則	第19条	再掲	
	6-4-6-(08)-01 山形大学大学院社会文化創造研究科履修規程	第5条	再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 2-3-1-08 山形大学学位規程	第3章	再掲	
	2-3-1-09 山形大学大学院研究科委員会規程	第2条	再掲	
	6-7-1-(08)-01 山形大学大学院社会文化創造研究科委員会規程	第2条		
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 6-7-2-(08)-01 山形大学大学院社会文化創造研究科学位論文の審査及び最終試験の実施に関する内規			
	6-7-2-(08)-02 学位論文の評価基準(社会文化創造研究科)			
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 2-3-1-08 山形大学学位規程	第3章	再掲	
	6-7-1-(08)-01 山形大学大学院社会文化創造研究科委員会規程	第2条	再掲	
	[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 6-3-1-(08)-01 社会文化創造研究科学生便覧	p7-12, 14-19	再掲
・教授会等での審議状況等の資料 6-6-3-(08)-02 令和6年度山形大学大学院社会文化創造研究科修了判定			再掲	
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 6-7-2-(08)-01 山形大学大学院社会文化創造研究科学位論文の審査及び最終試験の実施に関する内規		再掲	
	6-7-2-(08)-02 学位論文の評価基準(社会文化創造研究科)		再掲	
	6-3-1-(08)-01 社会文化創造研究科学生便覧	p17-19	再掲	
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 2-3-1-08 山形大学学位規程	第11条	再掲	
	6-7-2-(08)-01 山形大学大学院社会文化創造研究科学位論文の審査及び最終試験の実施に関する内規	第4条, 5条	再掲	
	[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-(00)-01 令和6年度卒業・修了者の教員免許状取得状況		
	6-8-1-(08)-01 臨床心理士・公認心理士試験受験状況		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学率)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-(08)-02 令和6年度社会文化創造研究科受賞状況		
	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-2-(08)-01 卒業後の状況調査票(学校基本調査)(社会文化創造研究科)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-01 卒業・修了時アンケート(BIレポート)		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-02 卒業・修了後アンケート(BIレポート)		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-03 アライアンスネットワーク参加企業アンケート(BIレポート)		再掲
	2-3-3-04 企業等アンケート(全国版)(BIレポート)		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
[分析項目6-8-1] 医学系研究科は社会人入学者が多くを占めており、長期履修制度を利用する学生が多い。就労と並行しながらの修学・研究となるため、入学時に長期間での研究計画を立てている。また、勤務の関係で休学する学生もいることから、修了までの期間が長くなる傾向にある。長期履修制度は学生の就労を考慮するものであり、一人一人の状況を見て研究指導教員と研究の進行を確認し、長期履修期間内で修了できるように対応している。 (参考:社会人入学者) 博士前期課程:(R6)70.5%, (R7)68.8%、博士後期課程:(R6)100%, (R7)96.7%			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程（理学専攻(M)及び地域共生圏科学専攻(D)）について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(10)-01 理工学研究科(工学系)教育目標及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて(博士前期課程)		
	6-1-1-(10)-02 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(理工学研究科前期課程・化学・バイオ工学専攻)		
	6-1-1-(10)-03 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(理工学研究科前期課程・数理情報システム専攻)		
	6-1-1-(10)-04 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(理工学研究科前期課程・機械システム工学専攻)		
	6-1-1-(10)-05 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(理工学研究科前期課程・建築・デザイン・マネジメント専攻)		
	6-1-1-(10)-06 理工学研究科(工学系)教育目標及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(博士後期課程)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-1-1-(10)-01 理工学研究科(工学系)教育目標及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて(博士前期課程)		再掲
	6-1-1-(10)-02 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(理工学研究科前期課程・化学・バイオ工学専攻)		再掲
	6-1-1-(10)-03 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(理工学研究科前期課程・数理情報システム専攻)		再掲
	6-1-1-(10)-04 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(理工学研究科前期課程・機械システム工学専攻)		再掲
	6-1-1-(10)-05 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(理工学研究科前期課程・建築・デザイン・マネジメント専攻)		再掲
	6-1-1-(10)-06 理工学研究科(工学系)教育目標及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(博士後期課程)		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-(10)-01 理工学研究科(工学系)教育目標及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて(博士前期課程)		再掲
	6-1-1-(10)-02 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(理工学研究科前期課程・化学・バイオ工学専攻)		再掲
	6-1-1-(10)-03 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(理工学研究科前期課程・数理情報システム専攻)		再掲
	6-1-1-(10)-04 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(理工学研究科前期課程・機械システム工学専攻)		再掲
	6-1-1-(10)-05 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(理工学研究科前期課程・建築・デザイン・マネジメント専攻)		再掲
	6-1-1-(10)-06 理工学研究科(工学系)教育目標及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(博士後期課程)		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	2-3-1-04 山形大学大学院理工学研究科(工学系)学生便覧	p28, 29, 38, 39, 49, 50, 58, 63, 65, 103, 111, 120, 126, 130	再掲
	6-3-1-(10)-01 山形大学大学院理工学研究科(数理情報システム専攻)学生便覧	p16, 17	
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	2-3-A-01 令和7年度の教育プログラム認定について(学部・研究科)		再掲
	6-3-1-(10)-02 令和7年度カリキュラム・チェックリスト(理工学研究科博士前期課程)		
	6-3-1-(10)-03 令和7年度カリキュラム・チェックリスト(理工学研究科博士後期課程)		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	6-3-2-(00)-01 山形大学学部規則	第31条	
	2-3-1-02 山形大学大学院規則	第31条	再掲
	2-3-1-04 山形大学大学院理工学研究科(工学系)学生便覧	p8, 74	再掲
	6-3-1-(10)-01 山形大学大学院理工学研究科(数理情報システム専攻)学生便覧	p14	再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-(00)-02 令和7年度シラバス(大学ホームページ)		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	2-2-2-01 内部質保証を推進するための指針		再掲
	2-3-A-01 令和7年度の教育プログラム認定について(学部・研究科)		再掲
	6-3-1-(10)-02 令和7年度カリキュラム・チェックリスト(理工学研究科博士前期課程)		再掲
	6-3-1-(10)-03 令和7年度カリキュラム・チェックリスト(理工学研究科博士後期課程)		再掲
	2-3-1-05 2025教員マニュアル	p16-27	再掲
6-3-2-(00)-03 令和7年度版シラバス入カスケジュール			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	2-3-1-02 山形大学大学院規則	第14条, 15条	再掲
	2-3-1-04 山形大学大学院理工学研究科(工学系)学生便覧	p10	再掲
	6-3-1-(10)-01 山形大学大学院理工学研究科(数理情報システム専攻)学生便覧	p14	再掲

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-4-(10)-01 山形大学大学院理工学研究科博士前期課程(工学系)における指導教員に関する申合せ		
	6-3-4-(10)-02 山形大学大学院理工学研究科博士後期課程における指導教員及び論文審査委員に関する申合せ		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-(10)-03 2024年度山形大学大学院理工学研究科研究計画書		
	6-3-4-(10)-04 論文計画審査結果報告書		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-(10)-05 令和6年度「学生研究助成費」の申請受付について		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	2-3-1-04 山形大学大学院理工学研究科(工学系)学生便覧	p65	再掲
	6-3-1-(10)-01 山形大学大学院理工学研究科(数理情報システム専攻)学生便覧	p16	再掲
	6-3-4-(00)-01 シラバス(知財と倫理)		
	6-3-4-(10)-06 研究倫理教育について		
・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料			
2-5-5-04 TAの配置活用状況(令和6年度)		再掲	
2-5-5-05 国立大学法人山形大学ティーチング・アシスタントに関する規程		再掲	
2-5-6-01 TA研修資料		再掲	

<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）</p> <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<p>・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）</p> <p>・連携法曹基礎課程における成績評価の基準</p> <p>・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料</p>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度山形大学行事予定		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度山形大学行事予定 ・シラバス 6-3-2-(00)-02 令和7年度シラバス(大学ホームページ)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 6-3-2-(00)-02 令和7年度シラバス(大学ホームページ)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-(00)-02 令和7年度シラバス(大学ホームページ)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 2-3-1-02 山形大学大学院規則 2-3-1-04 山形大学大学院理工学研究科(工学系)学生便覧 6-3-1-(10)-01 山形大学大学院理工学研究科(数理情報システム専攻)学生便覧	第17条	再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況(別紙様式6-5-1)		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況(別紙様式6-5-2)		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3)		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣実績等)		
	6-5-3-(00)-01 インターンシップ・マニュアル2024		
	6-5-3-(00)-02 インターンシップ概要2024		
	6-5-3-(00)-03 令和6年度年度インターンシップ提携企業一覧(単位認定型)		
	6-5-3-(00)-04 令和6年度インターンシップ実績(単位認定型)		
	6-5-3-(10)-01 令和6年度インターンシップ工学部・理工学研究科説明会資料		
6-5-3-(10)-02 令和6年度インターンシップ実習生一覧(工学部・理工学研究科)			
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式6-5-4)		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(10)-01 山形大学(米沢キャンパス)チューターマニュアル		
	6-5-4-(10)-02 令和6年度チューター実績(米沢キャンパス)		
	・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所		
	2-3-1-04 山形大学大学院理工学研究科(工学系)学生便覧		再掲
	6-3-1-(10)-01 山形大学大学院理工学研究科(数理情報システム専攻)学生便覧		再掲
	・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-4-06 教職員のための障がい学生支援ガイドブック		再掲
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-03 令和6年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の就学支援に関する実態調査			

<p>【分析項目6-5-5】 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-3-1-02 山形大学大学院規則	第13条の3	再掲
	2-3-1-04 山形大学大学院理工学研究科(工学系)学生便覧 6-3-1-(10)-01 山形大学大学院理工学研究科(数理情報システム専攻)学生便覧	p8, 62 p13	再掲 再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	2-3-1-04 山形大学大学院理工学研究科(工学系)学生便覧 6-3-1-(10)-01 山形大学大学院理工学研究科(数理情報システム専攻)学生便覧	p8, 74 p13	再掲 再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(10)-01 成績分布表(理工学研究科(工学系)博士前期課程)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-(10)-02 令和6年度山形大学大学院理工学研究科(工学系)博士前期課程修了判定		
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
	2-3-1-11 山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 2-3-1-04 山形大学大学院理工学研究科(工学系)学生便覧 6-3-1-(10)-01 山形大学大学院理工学研究科(数理情報システム専攻)学生便覧	 p6, 11, 71, 76 p5, 12	 再掲 再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01 成績評価に対する異議申し立てについて(令和元年9月17日学部統括教育ディレクター会議資料)		
	6-6-4-(00)-02 成績評価の異議申し立てについて(大学ホームページ)		
	6-6-4-(00)-03 山形大学における成績評価の異議申し立てフロー		
	2-3-1-04 山形大学大学院理工学研究科(工学系)学生便覧 6-3-1-(10)-01 山形大学大学院理工学研究科(数理情報システム専攻)学生便覧	p9 p19	再掲 再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-04 成績評価に対する異議申し立て制度実績報告(令和6年度後期)		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-(00)-05 学生の成績評価における根拠資料の取扱いに関する方針		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 2-3-1-02 山形大学大学院規則	第19条, 20条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 2-3-1-08 山形大学学位規程	第3章, 4章	再掲
	2-3-1-09 山形大学大学院研究科委員会規程	第2条	再掲
	2-3-1-10 山形大学大学院理工学研究科委員会規程	第3条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 2-3-1-11 山形大学大学院理工学研究科学位審査細則		再掲
	6-7-2-(10)-01 学位論文の評価基準(理工学研究科前期課程・化学・バイオ工学専攻)		
	6-7-2-(10)-02 学位論文の評価基準(理工学研究科前期課程・数理情報システム専攻)		
	6-7-2-(10)-03 学位論文の評価基準(理工学研究科前期課程・機械システム工学専攻)		
	6-7-2-(10)-04 学位論文の評価基準(理工学研究科前期課程・建築・デザイン・マネジメント専攻)		
	6-7-2-(10)-05 学位論文の評価基準(理工学研究科後期課程・先進工学専攻)		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 2-3-1-08 山形大学学位規程	第3章, 4章	再掲
	2-3-1-11 山形大学大学院理工学研究科学位審査細則		再掲
	2-3-1-04 山形大学大学院理工学研究科(工学系)学生便覧	p22, 87	再掲
	6-3-1-(10)-01 山形大学大学院理工学研究科(数理情報システム専攻)学生便覧	p21	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 2-3-1-04 山形大学大学院理工学研究科(工学系)学生便覧	p8-10, 63-64	再掲
	6-3-1-(10)-01 山形大学大学院理工学研究科(数理情報システム専攻)学生便覧	p7	再掲

【分析項目6-7-4】 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-6-3-(10)-02 令和6年度山形大学大学院理工学研究科(工学系)博士前期課程修了判定		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	2-3-1-11 山形大学大学院理工学研究科学位審査細則		再掲
	6-7-2-(10)-01 学位論文の評価基準(理工学研究科前期課程・化学・バイオ工学専攻)		再掲
	6-7-2-(10)-02 学位論文の評価基準(理工学研究科前期課程・数理情報システム専攻)		再掲
	6-7-2-(10)-03 学位論文の評価基準(理工学研究科前期課程・機械システム工学専攻)		再掲
	6-7-2-(10)-04 学位論文の評価基準(理工学研究科前期課程・建築・デザイン・マネジメント専攻)		再掲
	6-7-2-(10)-05 学位論文の評価基準(理工学研究科後期課程・先進工学専攻)		再掲
	2-3-1-04 山形大学大学院理工学研究科(工学系)学生便覧	p22, 87	再掲
	6-3-1-(10)-01 山形大学大学院理工学研究科(数理情報システム専攻)学生便覧	p21	再掲
〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料	2-3-1-08 山形大学学位規程	第11条	再掲
	2-3-1-11 山形大学大学院理工学研究科学位審査細則	第6, 7, 13条	再掲
	6-3-4-(10)-02 山形大学大学院理工学研究科博士後期課程における指導教員及び論文審査委員に関する申合せ		再掲
【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-(00)-01 令和6年度卒業・修了者の教員免許状取得状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-(10)-01 理工学研究科院生の受賞状況		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポータルにある場合は該当URL)		
	6-8-2-(10)-01 卒業後の状況調査票(学校基本調査)(理工学研究科)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 6-8-2-(10)-02 新聞記事等(理工学研究科)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-3-01 卒業・修了時アンケート(BIレポート)		再掲
	6-8-3-(10)-01 令和5年度教育全般に関するアンケート実施結果		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-3-02 卒業・修了後アンケート(BIレポート)		再掲
	6-8-3-(10)-01 令和5年度教育全般に関するアンケート実施結果		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 2-3-3-03 アライアンスネットワーク参加企業アンケート(BIレポート)		再掲
	2-3-3-04 企業等アンケート(全国版)(BIレポート)		再掲
	6-8-3-(10)-01 令和5年度教育全般に関するアンケート実施結果		再掲
	6-8-5-(10)-01 令和5年度工学部合同企業説明会参加企業アンケート回答一覧		
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-8-1】			
博士後期課程は、社会人学生が例年3割程度在籍しており、就業との関係で長期履修制度を利用したり休学しながら学業との両立を図っている（場合によっては、就業先の都合等により退学する学生もいる）。また、より高いレベルの学術的な成果を出すために修業年限を超える学生等がいることから、標準修業内修了率が低い年度がある。 (参考:社会人入学者) (R5)35.9%, (R6)29.6%			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

[] : 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(12)-01 農学研究科教育目標及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー		
	6-1-1-(12)-02 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(農学研究科)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-1-1-(12)-01 農学研究科教育目標及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-1-1-(12)-02 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(農学研究科)		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-(12)-01 農学研究科教育目標及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー		再掲
	6-1-1-(12)-02 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(農学研究科)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(12)-01 山形大学大学院農学研究科学生便覧	p6-27	
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	2-3-A-01 令和7年度の教育プログラム認定について(学部・研究科)		再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-(12)-02 令和7年度カリキュラム・チェックリスト(農学研究科)		
	・分野別第三者評価の結果		
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	6-3-2-(00)-01 山形大学学部規則	第31条	
	2-3-1-02 山形大学大学院規則	第31条	再掲
	6-3-1-(12)-01 山形大学大学院農学研究科学生便覧	p4	再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-(00)-02 令和7年度シラバス(大学ホームページ)		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	2-2-2-01 内部質保証を推進するための指針		再掲
	2-3-A-01 令和7年度の教育プログラム認定について(学部・研究科)		再掲
	6-3-1-(12)-02 令和7年度カリキュラム・チェックリスト(農学研究科)		再掲
2-3-1-05 2025教員マニュアル	p16-27	再掲	
6-3-2-(00)-03 令和7年度版シラバス入カスケジュール			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-2-(00)-01 山形大学学部規則	第14, 15条	再掲
	6-3-1-(12)-01 山形大学大学院農学研究科学生便覧	p5	再掲

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） 		
	6-3-4-(12)-01 山形大学大学院農学研究科履修規程	第3条	
	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 		
	6-3-4-(12)-02 令和6年度研究指導計画書		
	6-3-4-(12)-03 令和6年度修士論文審査及び最終試験報告書		
	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 		
	<ul style="list-style-type: none"> 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 		
	<ul style="list-style-type: none"> 研究倫理に関する指導が確認できる資料 		
	6-3-1-(12)-01 山形大学大学院農学研究科学生便覧		再掲
	6-3-4-(00)-01 シラバス(知財と倫理)		
6-3-4-(12)-04 【日本語】研究倫理教育について(学生向け)			
6-3-4-(12)-05 【英語】研究倫理教育について(学生向け)			
<ul style="list-style-type: none"> T・A・R・Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T・A・R・Aの採用、活用状況が確認できる資料 			
2-5-5-04 TAの配置活用状況(令和6年度)		再掲	
2-5-5-05 国立大学法人山形大学ティーチング・アシスタントに関する規程		再掲	
2-5-6-01 TA研修資料		再掲	
<p>[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 		
	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>[分析項目6-3-6] 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。） 		
	<ul style="list-style-type: none"> 連携法曹基礎課程における成績評価の基準 		
	<ul style="list-style-type: none"> 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料 		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度山形大学行事予定		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 令和7年度山形大学行事予定 ・シラバス 6-3-2-(00)-02 令和7年度シラバス(大学ホームページ)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 6-3-2-(00)-02 令和7年度シラバス(大学ホームページ)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-(00)-02 令和7年度シラバス(大学ホームページ)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 2-3-1-02 山形大学大学院規則 6-3-4-(12)-01 山形大学大学院農学研究科履修規程 6-3-1-(12)-01 山形大学大学院農学研究科学生便覧	第17条 第5条 p4	再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況(別紙様式6-5-1)		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況(別紙様式6-5-2)		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3)		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣実績等)		
	6-5-3-(00)-01 インターンシップ・マニュアル2024		
	6-5-3-(00)-02 インターンシップ概要2024		
	6-5-3-(00)-03 令和6年度年度インターンシップ提携企業一覧(単位認定型)		
	6-5-3-(00)-04 令和6年度インターンシップ実績(単位認定型)		
	6-5-3-(12)-01 シラバス「学外実習インターンシップⅠ」		
6-5-3-(12)-02 シラバス「学外実習インターンシップⅡ」			

<p>[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(12)-01 山形大学農学部チューター取扱要項		
	6-5-4-(12)-02 令和6年度 チューター名簿		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-3-1-(12)-01 山形大学大学院農学研究科学生使覧		再掲
	6-5-4-(12)-03 syllabus2025		
	6-5-4-(12)-04 令和7年度山形大学大学院農学研究科授業時間割		
	4-2-3-12 留学生向けオリエンテーション資料(鶴岡キャンパス)		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-4-06 教職員のための障がい学生支援ガイドブック		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-(12)-05 山形大学農学部日本語課外補講規程		
6-5-4-(12)-06 令和6年度日本語補講受講者名簿			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-(00)-03 令和6年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の就学支援に関する実態調査			
<p>[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）</p>	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【活動取組6-5-A】 大学院農学研究科における海外協定大学とのダブルディグリープログラム。2025年現在、ライプニッツ・ハノーヴァー大学（ドイツ）及びトリノ大学（イタリア）とダブルディグリープログラムを実施している。2024年度大学の世界展開力強化事業（EU）の採択を受け、今後、ヨーロッパ（ポーランド、ブルガリア、ルーマニア、スペイン）や東南アジア（インドネシア）の大学ともダブルディグリープログラムを構築する予定である。	6-5-A-(12)-01 ハノーヴァー大学協定書(2024年3月)		
	6-5-A-(12)-02 トリノ大学協定書(2024年6月)		
	6-5-A-(12)-03 令和8年度山形大学大学院農学研究科学生募集要項	p17	
	6-5-A-(12)-04 (2024年度参加者のみ)本学学生のダブルディグリープログラムへの参加認定の手続きについて		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 大学院農学研究科における海外協定大学とのダブルディグリープログラム。2025年現在、ライプニッツ・ハノーヴァー大学（ドイツ）及びトリノ大学（イタリア）とダブルディグリープログラムを実施している。			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-3-1-02 山形大学大学院規則	第13条の3	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	6-3-1-(12)-01 山形大学大学院農学研究科学生便覧	p4	再掲
	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	6-3-1-(12)-01 山形大学大学院農学研究科学生便覧	p4	再掲
	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(12)-01 成績分布表(農学研究科)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-(12)-02 修了判定(令和7年3月)について		
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
	6-3-1-(12)-01 山形大学大学院農学研究科学生便覧	p3	再掲
	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01 成績評価に対する異議申し立てについて(令和元年9月17日学部統括教育ディレクター会議資料)		
	6-6-4-(00)-02 成績評価の異議申し立てについて(大学ホームページ)		
	6-6-4-(00)-03 山形大学における成績評価の異議申し立てフロー		
	6-3-1-(12)-01 山形大学大学院農学研究科学生便覧	p5	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-04 成績評価に対する異議申し立て制度実績報告(令和6年度後期)		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
6-6-4-(00)-05 学生の成績評価における根拠資料の取扱いに関する方針			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	2-3-1-02 山形大学大学院規則	第19条	再掲	
	6-3-4-(12)-01 山形大学大学院農学研究科履修規程	第4条	再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料			
	2-3-1-08 山形大学学位規程	第3章	再掲	
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	2-3-1-09 山形大学大学院研究科委員会規程	第2条	再掲	
	6-7-1-(12)-01 山形大学大学院農学研究科委員会運営規程	第3条		
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準			
	6-7-2-(12)-01 山形大学大学院農学研究科修士論文取扱要項			
	6-7-2-(12)-02 山形大学大学院農学研究科修士論文審査方法に関する申合せ			
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	6-7-2-(12)-03 学位論文の評価基準(農学研究科)			
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
	2-3-1-08 山形大学学位規程	第3章	再掲	
	6-7-2-(12)-01 山形大学大学院農学研究科修士論文取扱要項		再掲	
	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	6-3-1-(12)-01 山形大学大学院農学研究科学生便覧	p3, p6-27, p32-33	再掲	
	・教授会等での審議状況等の資料			
	6-6-3-(12)-02 修了判定(令和7年3月)について		再掲	
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等			
	6-7-2-(12)-01 山形大学大学院農学研究科修士論文取扱要項		再掲	
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	6-7-2-(12)-03 学位論文の評価基準(農学研究科)		再掲	
	6-3-1-(12)-01 山形大学大学院農学研究科学生便覧	p32	再掲	
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
	2-3-1-08 山形大学学位規程	第11条	再掲	
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-(12)-01 令和6年度校友会推薦書 6-8-1-(12)-02 令和6年度学生表彰推薦書		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-(12)-01 卒業後の状況調査票(学校基本調査)(農学研究科)		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-(12)-02 新聞記事等(農学研究科)		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-01 卒業・修了時アンケート(BIレポート)		再掲
	6-8-3-(12)-01 令和6年度修了生へのアンケート調査結果について		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-02 卒業・修了後アンケート(BIレポート)		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-03 アライアンスネットワーク参加企業アンケート(BIレポート)		再掲
	2-3-3-04 企業等アンケート(全国版)(BIレポート)		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
【分析項目6-8-2】 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			